

令和5年
8月1日
から

後期高齢者医療の 被保険者証が切り替わります!

新しい被保険者証をご使用ください。

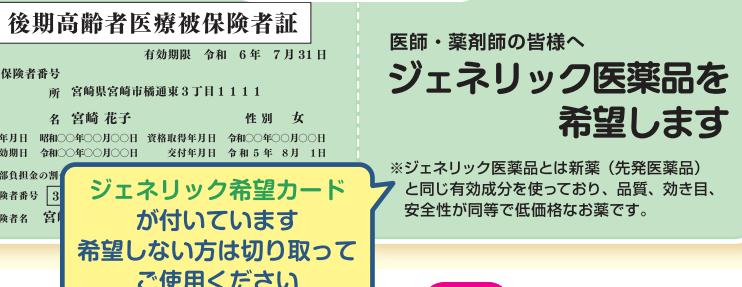
旧
だいだい色

変更

新

みどり色

開いた状態(表側)



7月末までにご本人あてに届きます



医療費が高額になりそうな方、入院される方は事前に申請して
高額医療等に関する認定証を受け取れます（※所得要件があります）

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象になります。（この証は、高額療養費の区分設定のほか、入院時の食費減額適用にも使用します。）

※現役並みⅠ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」の対象になります。

※上記のいずれも、市町村窓口で交付申請が必要です。以前に一度申請された方は、毎年申請しなくても認定証が届く場合があります。

自己負担限度額（月額）

適用区分	外 来（個人ごと）	外 来+入 院（世帯ごと）
現役並み	III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円)
	II 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円)
	I 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円)
一般	※ ①年金収入+その他の合計所得 が200万円以上の単身世帯 ②年金収入+その他の合計所得 が被保険者全員で 320万円以上の複数世帯	18,000円 または 6,000円 +(医療費-30,000円) ×10%の低い方を適用 (年間の上限 144,000円)
	課税所得145万円未満で、 一般II、低所得II、低所得I 以外の方	57,600円 (多数回 44,400円)
	I 住民税非課税世帯 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	18,000円 (年間の上限 144,000円)
低所得		24,600円 8,000円 15,000円

※同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいる方で、表中の①または②に該当する方

令和5年度の保険料計算について

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者の一人ひとりが保険料を納めることになります。

保険料率は、2年ごとに見直しを行います。令和4・5年度の保険料率については令和2・3年度のまま据え置きとなりました。

保険料は、**均等割額**と**所得割額**を合計して、個人単位で計算されます。

保険料 =

均等割額

被保険者全員が負担

48,400円

+

所得割額

被保険者の所得に応じて負担

**(前年中の所得
- 基礎控除額※) × 9.08%**



※基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円。2,450万円以下の場合、29万円。
2,500万円以下の場合、15万円。2,500万円超の場合は控除なしとなります。

均等割額の軽減措置

軽減割合

軽減基準 *

総所得金額等の合計が

7割 【 43万円 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数-1) × 10万円 】 を超えない世帯

総所得金額等の合計が

5割 【 43万円 + { 29万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数-1) × 10万円 } 】 を超えない世帯

総所得金額等の合計が

2割 【 43万円 + { 53.5万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数-1) × 10万円 } 】 を超えない世帯

※ 65歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時のみ、年金所得から最大15万円が控除されます。

※ 給与所得者等の数とは、給与所得及び公的年金等所得を有する者の合計数です。

保険料の納め方

年金からの天引きによる特別徴収（偶数月、年6回）と、口座振替等による普通徴収（7月から2月までの毎月、年8回）があります。年金の額等でどちらかに決まりますが、特別徴収の方は口座振替を選択することも出来ます。

特別徴収は、確定賦課前に年金からの天引きが開始されたため、4、6、8月は仮徴収として前年度の額を元に天引きし、その後、本徴収として、確定した年額から仮徴収済みの額を差し引いたものを、残りの10、12、2月で按分して天引きします。